

共 同 研 究 契 約 書

学校法人東北学院 東北学院大学（以下、「甲」という。）、〇〇市（以下、「乙」という。）、一般社団法人 Tannbo（以下、「丙」という。）とは、以下の研究項目に掲げる共同研究（以下、「本共同研究」という。）の実施に関し、以下のとおり契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

（契約項目表）

1. 研究題目	農地集約プログラムの実施およびその有効性の検証			
2. 研究目的	日本農業最大の問題点の1つは耕地の分散であり、生産性向上の大きな阻害要因となっている。本研究では、このような状況を改善するために、Web アプリによる耕作意向情報の収集と、経済学のマッチング理論に基づいて農地の集約案を作成する農地集約プログラムが有効であることを、ランダム化比較実験（RCT）を用いて検証するものである。			
3. 研究内容	- 行政は、農地集約プログラム（以下3から7までの内容）を実施する候補となる2地区の農地データを研究者に提供する。 - 研究者（東北学院大学および一般社団法人 Tannbo）は、候補となる2地区から1地区をランダムに選び、農地集約プログラムを実施する。 - 研究者は、プログラムの対象となった地区の農地データを Web アプリに登録する。 - 行政は、プログラムの対象となった地区において説明会を開き、研究者によるプログラムの概要説明や Web アプリの使用方法的説明、および参加者からの参加同意書の回収に協力する。 - 参加者は、Web アプリを用いて自身の農地データの確認・修正、および耕作を希望する農地、希望しない農地の2種類からなる耕作意向情報を入力する。 - 研究者は、参加者から受け取った耕作意向情報をもとに、経済学のマッチング理論を用いて、当該地区における農地の集約案を作成する。 - 行政は、当該地区において再び説明会を開き、参加者に農地の集約案を提示し、参加者からのフィードバックを得る。 - 行政は、農地集約プログラムにより作成した集約案に基づき、参加者間での耕作権移動についての調整業務を行う。 - 行政は、農地集約プログラムを実施した地区、および実施しなかった地区の双方において、更新された農地データを研究者に提供する。 - 研究者は、農地集約プログラムを実施した地区、および実施しなかった地区における農地利用の変化を比較・分析する。			
4. 研究担当者	区分	氏名	所属・職名	本研究における役割
	甲	黒阪 健吾	東北学院大学 経済学部・准教授	研究総括、Web アプリ管理・改良
	乙	〇〇 〇〇	〇〇市農林部農政課・主事	農地情報の提供、農家の意向情報の入手、農作業情報の入手・提供、耕作権移動に関する調整業務

	丙	〇〇 〇〇	一般社団法人 Tannbo	データ整理（農地・意向）、集約案の作成・提供、Web アプリ管理・改良の補助、集約案の効果分析・結果の提供、耕作権移動に関する調整業務の補助		
5. 研究実施場所		一 東北学院大学 宮城県仙台市青葉区土樋一丁目 3-1 二 〇〇県〇〇市 三 滝沢市 IPU イノベーションセンター 岩手県滝沢市菓子 152-409				
6. 研究期間		令和 7 年 8 月 〇日 から 令和 9 年 3 月 31 日 まで				
7. 研究経費の負担		区分	研究費			
		甲	0 円			
		乙	0 円			
		丙	0 円			
		合計	0 円			
		総額	0 円			
8. 施設及び設備		区分	施設の名称	設備		
				名称	規格	数量
		甲	東北学院大学			
		乙				
		丙	滝沢市 IPU イノベーションセンター			
9. ノウハウの秘匿期間		本共同研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して 1 年間				
10. 秘密保持義務の有効期間		本共同研究終了日（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算して 1 年間				
11. 成果に関する知的財産権の帰属		甲	単独帰属（第 12 条 1 項）			
		乙	—			
		丙	—			
12. 成果に関する権限（実施権、選択権等）		甲	・ 研究目的実施及び実施許諾（第 13 条）			
		乙	・ 共同研究遂行目的での無償・非独占的实施（第 14 条） ・ 共同研究遂行目的以外の目的での非独占的实施の選択権（第 15 条）			
		丙	・ 共同研究遂行目的での無償・非独占的实施（第 14 条） ・ 共同研究遂行目的以外の目的での非独占的实施の選択権（第 15 条）			

（以下、余白）

第1条（定義）

本契約において、以下の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

(1)「本研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、本共同研究の目的に係る発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。

(2)「知的財産権」とは、以下に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利

ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利

ニ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第20条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）

(3)「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。

(4)「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。

(5)「出願等費用」とは、知的財産権等の出願等に要する費用であって、特許庁、裁判所等の機関又は甲及び乙のいずれにも所属しない弁理士等の外部専門家に対し支払われるものをいう。

(6) 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。

第2条（研究題目等）

甲、乙及び丙は、契約項目表1. ないし3. 記載の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。

第3条（研究期間）

本共同研究の研究期間は、契約項目表6. 記載の期間とする。ただし、甲乙丙協議の上、書面により延長することができる。

第4条（研究担当者）

1 甲、乙及び丙は、それぞれ、契約項目表4. に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。

- 2 甲は、乙及び丙が希望する場合、乙及び丙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事する者を共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 甲、乙及び丙は、それぞれの同意を得た上で、第1項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。

第5条（研究経費の負担及び支払）

甲、乙及び丙は、契約項目表7. 記載のそれぞれの研究費を負担するものとする。

第6条（経理）

前条の研究経費の経理は、甲乙丙それぞれが行うものとする。

第7条（研究経費により取得した設備等）

契約項目表7. 記載の研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

第8条（施設及び設備の提供等）

- 1 甲、乙及び丙は、契約項目表8.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。
- 2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙又は丙から契約項目表8.に掲げる乙又は丙の所有に係る設備を乙又は丙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲は乙又は丙との合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙又は丙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。
- 3 前項に規定する設備の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、乙又は丙の負担とする。

第9条（研究の中止又は期間の延長）

- 1 甲、乙及び丙は、天災その他やむを得ない事由があるときは、甲乙丙で協議した上で、本共同研究を中止し、又は当該協議により甲乙丙間で合意した場合には本共同研究の研究期間を延長することができる。この場合において、甲、乙及び丙は、相手方に対し、中止または延長の責めを負わないものとする。
- 2 甲は、甲の本研究担当者等の退職又は他機関への異動により、本共同研究の実施の継続が困難になったと認められるときは、乙及び丙と協議した上で、本共同研究を中止することができる。この場合において、甲は、乙及び丙に対し、中止の責めを負わないものとする。

第10条（研究の終了）

本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。

- (1) 契約項目表6.記載の研究期間が満了した場合
- (2) 研究期間満了前の共同研究が完了した場合
- (3) 第25条により、本契約が解除された場合
- (4) 甲、乙及び丙が本共同研究の終了を合意した場合

第 11 条（研究の終了に伴う実績報告書の作成）

甲、乙及び丙は、それぞれ協力して、本共同研究の実施期間中に得られた本研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から 30 日以内にとりまとめるものとする。

第 12 条（知的財産権の帰属）

- 1 本共同研究に伴い得られた発明等（以下「本発明等」という。）に関する知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、甲に帰属するものとする。
- 2 甲、乙及び丙は、本知的財産について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受け、甲に帰属させるものとする。

第 13 条（本発明等の実施）

甲は、本発明等を研究目的で実施することができる。ただし、実施の際には、第 20 条第 2 項に定めるノウハウ秘匿義務及び第 21 条に定める秘密保持義務を遵守するものとする。

第 14 条（本発明等の実施許諾）

- 1 甲は、乙及び丙に対し、本発明等を本共同研究を遂行する目的で無償で非独占的に実施することを許諾する。
- 2 甲は、乙及び丙以外の第三者に対し、本発明等の実施を許諾することができる。

第 15 条（選択権）

乙及び丙は、本発明等を本共同研究を遂行する目的以外の目的で実施すること（第三者への非独占的・独占的実施許諾を含まない）を欲する場合、本発明等の出願等から 3 ヶ月以内に甲に対して書面により通知することにより、本発明等を、本共同研究を遂行する目的以外の目的で実施することができる。実施料その他の選択権行使により許諾される実施権の条件の詳細は、甲乙丙間で協議して定めるものとする。

第 16 条（選択権行使の対価支払）

乙及び丙は、前条の許諾を受けることを選択する場合、第 15 条所定の甲との協議が整ってから 30 日以内に、甲に対し、本共同研究を遂行する目的以外の目的での通常実施権付与の対価を支払うものとする。

第 17 条（知的財産権の出願等）

本知的財産権の出願は、甲が単独で出願するものとし、甲は、出願から 10 日以内に、乙及び丙に出願の事実及び内容を通知するものとする。

第 18 条（外国における出願等）

本知的財産権の外国における出願については、前条に準じるものとする。

第 19 条（出願等費用）

前 2 条の出願に関する出願等費用の負担は、以下のとおりとする。

- (1) 乙又は丙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的で本発明等を非独占的に実施している場合は、甲が負担する。
- (2) 乙又は丙が、甲から許諾を受けて本共同研究を遂行する目的以外で本発明等を非独占的に実施している場合は、甲が負担する。

第 20 条（ノウハウ及びプログラム等）

- 1 本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、相手方に速やかに通知し、書面にて特定するものとする。
- 2 特定されたノウハウは、契約項目表 9.記載の期間、秘密として保持し、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示してはならない。
- 3 特定されたノウハウ及び本共同研究から生じたプログラム等の取り扱いについては、第 12 条から第 19 条に定める本知的財産権の取り扱いに準じ、甲乙丙別途協議の上決定するものとする。

第 21 条（秘密保持）

- 1 甲、乙及び丙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示又は提供を受けた技術上及び営業上の情報のうち、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後 30 日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、第 4 条で指定する研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。甲、乙及び丙は、秘密情報について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。
 - (1) 開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - (2) 開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容
 - (5) 相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - (6) 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 甲、乙及び丙は、秘密情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。
- 3 前 2 項の有効期間は、契約項目表 10.記載の期間とする。ただし、甲乙丙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

第 22 条（本研究成果の公表）

- 1 本研究成果は原則として、公表する。ただし、公表に当たっては、第 20 条のノウハウ秘密義務及び第 21 条の秘密保持義務を遵守するものとする。
- 2 甲は、公表の 14 日前までに、公表の目的・場所及び内容を、書面にて乙及び丙に通知する。
- 3 乙及び丙は、公表により、乙及び丙の利益が著しく害されるおそれがあると判断した場合、前項の通知を受領してから 7 日以内に甲に書面にてその旨を通知し、甲は乙及び丙と協議

の上、公表範囲及び方法を決定するものとする。

- 4 本共同研究終了日の翌日から起算して1年間を経過した後は、甲は、第20条のノウハウ秘匿義務及び第21条の秘密保持義務を遵守した上で、乙及び丙に対する通知を行うことなく、本研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙丙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。
- 5 甲、乙及び丙は、事前に書面による相手方の同意を得たときは、本研究成果の発表又は公開若しくは公表を行う際に、当該本研究成果が本共同研究において得られたものである旨を表示することができる。

第23条（譲渡禁止）

甲、乙及び丙は、事前に書面による相手方全員の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。なお、合併又は本契約の目的に係る事業の全部若しくは一部の譲渡を原因とするか否かを問わない。

第24条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。
- 2 本契約の失効後も、第20条、第21条、第27条、第29条の規定は、有効に存続する。

第25条（解除）

甲、乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後30日以内にかかる事態が是正されない場合は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
- (2) 相手方が本契約に違反したとき

第26条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲、乙及び丙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。
 - ② 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
 - ③ 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙又は丙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
 - ① 前項①の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - ② 前項②の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ③ 前項③の確約に反する行為をした場合
- 3 甲又は乙又は丙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。

第 27 条（損害賠償）

甲又は乙又は丙は、前条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。

第 28 条（信義則）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は甲、乙及び丙は誠実に協議し、誠意をもってその解決にあたるものとする。

第 29 条（準拠法及び裁判管轄）

- 1 本契約の準拠法は日本法とする。
- 2 本契約に関する紛争については、甲を所在地とする仙台地方裁判所の管轄に属する。

この契約の締結を証するため、本契約書 3 通を作成し、甲、乙、丙それぞれ 1 通を保管するものとする。

令和 7 年 ○月 ○日

(甲) 宮城県仙台市青葉区土樋一丁目 3－1
東北学院大学
学長 大西 晴樹

(乙) ○○県○○市○○ ○○番○号
○○市長 ○○ ○○

(丙) 岩手県滝沢市巢子 1 5 2-4 0 9
滝沢市 IPU イノベーションセンター
一般社団法人 Tannbo
代表理事 小野寺 直喜